

佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業費補助金 交付要綱
(重度障害者グループホーム等事業)

(趣旨)

第1条 知事は、重度障害者の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県重度障害者地域生活重点支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき重度障害者グループホーム等を整備、運営する法人(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「重度障害者グループホーム等」とは、実施要綱第2条に定める重度障害者グループホーム又は重症心身障害児向け障害児通所支援事業所をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要綱第3条に定める重度障害者等用設備整備事業とする。

(交付の対象経費、基準額、補助率等)

第4条 この補助金の交付の対象経費、基準額及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる経費については補助の対象としない。

- (1) 土地の買収及び整地に要する経費
- (2) 既存の建物の買収に要する経費
- (3) 建物の新築、改修及び増築に要する経費(重度障害者等用設備整備に必要な経費は除く。)
- (4) 土地及び建物の借り入れに要する経費
- (5) その他重度障害者等用設備整備費として適当と認められない経費

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表の基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分の変更又は事業の内容を変更する場合には知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、その期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めた期間と同一期間とする。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (10) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の

決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1カ月以内又は当該年度末(ただし、補助金が全額概算払いで交付されたときは翌年度の4月30日)のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金等の交付)

第10条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条に規定する請求書は、様式第5号のとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 平成20年度において、市町が、別に定める「ケアホームの重度障害者支援体制強化事業」により助成を実施する場合は、別表に掲げる生活支援員増員加算の基準額を次のとおり読み替えるものとする。

「一人当たり日額(平成21年3月提供分まで)

障害程度区分6 776円

障害程度区分5 592円

障害程度区分4 550円 」

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年3月31日以前については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業者	補助事業区分	基準額	対象経費	補助率
実施法人	重度障害者等 用設備整備事業	補助限度額 250万円 【原則として、事業所毎に適用する。ただし、重度障害者グループホームについて、県が必要と認めた場合は、住居毎に適用することができる。】	利用者層が重度障害者又は重症心身障害児であることで、特に必要な設備を整備する経費	10分の10以内

各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。